

「自動車関係税制のあり方に関する検討会」開催要綱

(令和7年3月 21 日 地方財政審議会決定)

1. 趣 旨

令和7年度与党税制改正大綱において示された自動車関係諸税の総合的な見直しに関し、地方財政審議会の下で本検討会を開催し、令和8年度税制改正に向けて、専門的検討を行う。

2. 名 称

本検討会は、「自動車関係税制のあり方に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

3. 構 成

地方財政審議会委員、別紙に掲げる地方財政審議会特別委員(関連する分野の学識経験者として、地方財政審議会令第2条第2項に基づき総務大臣が任命)をもって、検討会を構成する。

4. 運 営

- (1) 検討会に座長を置き、地方財政審議会会長がこれを務める。
- (2) 検討会は、座長が運営する。
- (3) 検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 検討会の会議は、原則として公開しないが、会議終了後、配布資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに会議の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (5) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が決定する。

自動車関係税制のあり方に関する検討会（案）

（地方財政審議会委員）

◎小西 砂千夫 会長

内田 明憲

西野 範彦

古谷 ひろみ

星野 菜穂子

（地方財政審議会特別委員）

赤井 伸郎 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

岡村 忠生 京都大学名誉教授

柏木 恵 キヤノングローバル戦略研究所研究主幹

勢一 智子 西南学院大学法学部教授

諸富 徹 京都大学大学院公共政策大学院教授

（◎は座長）